

事務連絡
令和4年2月10日

私立学校主管課看護師学校（高等学校）担当 御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う指定申請等の手続きの変更について

このたび、別添の通り、診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第39号）が令和4年2月9日付けで公布され、令和4年5月1日より施行されることとなりました。

施行に伴い、文部科学大臣が指定する高等学校における申請手続きを変更し、下記の通りとすることとしますので、よろしくお願ひします。

記

1. 申請書類の提出先について

このたびの政令改正により、都道府県知事の進達業務が廃止されることとなり、すべての私立高等学校が、直接、文部科学大臣宛に提出することになります。施行日以降の提出にあたっては、以下の提出先宛に電子媒体で提出ください。

提出先：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室申請窓口 sangyo@mext.go.jp

2. 提出書類の作成・提出時期等について

提出書類の作成・提出時期等についての変更はございません。「文部科学大臣が指定する看護師学校等（高等学校）の指定申請等提出書類，提出期限 記載例」を参照してください。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
TEL：03-6734-2380
MAIL：sangyo@mext.go.jp